

条例の一部改正

被保険者証廃止に伴う罰則規定削除

●国民健康保険条例の一部改正

この改正は、上位法の一部改正により、令和6年12月2日に国民健康保険の被保険者証の廃止に伴う改正。

内容は、被保険者証等の返還の求めに応じない場合に係る罰則規定を、被保険者証自体の廃止に伴い削るもの。

可決(全員)

支援センター職員配置基準を変更

●地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

この改正は省令の基準に合わせて改正するもの。

なお、現状、本町内には同センターは1つの配備がある。

内容は、担当する区域

討論

反対 水野 佐知議員

地域包括支援センターは、今まで1カ所につき、



主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士その他これに準ずる者

3種類の資格者の配置が必要だった。

しかし、今回の改正では、同センターが町内に複数ある場合、2種類の資格者の配置の組合せで良くなる。この3種類の資格はそれぞれに専門性があり、3職種の役割を2職種で担わなければならない、職員の負担増が考えられる。

現状、当町には同センターが1カ所なので、直接影響はないが、この改正を許せば、地域の多様な困難ケースを支えてきた各職員の負担が増え、地域の高齢者が在宅で安心して暮らすことが困難になると考え、反対する。

佐賀児童館休館日 土日から日月に

●町立児童館設置及び管理に関する条例の一部改正

この改正は、町立佐賀児童館の休館日を変更するもの。

理由は、近年、佐賀児童館の利用者が少ない状況が続く中、今年4月より、新たな子どもの居場所づくりを目的として、試験的に土曜日開館を行う

った結果、7月末までの来館者が大幅に増加した。これを受け、土曜日休館を変更し、火曜日から土曜日を開館日に、日曜日と月曜日を休館日とし、月曜日が祝祭日の休みと重なる場合は、その翌日に改めるもの。

Q 宮地 葉子 議員

利用者増の要因は、また、イベントも多かったとのことだが、講師はお願いしたのか。



ドッジボールを楽しむ子どもたち！
(令和6年9月28日、佐賀児童館)

A 河村 地域住民課長

土曜日は、学校が休みなのに児童館が開いてないという状況にあった。この学校の休日に児童館の開館を合わせることで子どもの毎日の居場所が出来たことが大きな要因と考えている。

イベントに講師は呼ばず、職員が対応している。

体育館照明などの使用料 翌月末に

●学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例及び町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

学校開放に係る体育の照明施設等の使用料及びふれあいセンターの使用料の納付時期について、使用の許可時に納付から使用する月の翌月末までへの変更に伴い、その使用料の徴収及び管理について整備するもの。

また、使用料等の規定について、執行者を教育委員会から町長に改めるもの。